

平成27年第3回江差町議会定例会資料

- 資料1：江差町個人情報保護条例の一部を改正する条例新旧対照表【議案第1号
関係】 … P 1
- 資料2：江差町手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表【議案第2号関係】 … P 1 3
- 資料3：未利用町有地等売却促進対策事業の概要【議案第3号関係】 … P 1 5
- 資料4：社会保障・税番号制度に係る個人番号カード等印刷システム導入の概要
【議案第3号関係】 … P 2 1
- 資料5：海岸漂着物対策推進事業の概要【議案第3号関係】 … P 2 3
- 資料6：江差地域漁業振興緊急対策事業（ナマコ養殖試験種苗購入補助）の概要
【議案第3号関係】 … P 2 4
- 資料7：ナマコ養殖育成施設（浮沈式生簀）整備事業の概要【議案第3号関係】 … P 2 5
- 資料8：ナマコ増殖施設（浮体式筏施設）整備事業の概要【議案第3号関係】 … P 2 6
- 資料9：JR江差線廃線に伴う道路整備概略調査設計の概要【議案第3号関係】 … P 2 7
- 資料10：町道江差中学校通り改良舗装の概要【議案第3号関係】 … P 2 8
- 資料11：町営住宅南が丘第1団地耐力度調査の概要【議案第3号関係】 … P 2 9
- 資料12：南が丘小学校多目的ホール床暖房ボイラー改修の概要【議案第3号関係】
… P 3 0
- 資料13：給水区域の変更に伴う配水管切替工事の概要【議案第5号関係】 … P 3 1
- 資料14：北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の一部を変更する規約（新
旧対照表）【議案第6号関係】 … P 3 2
- 資料15：北海道市町村職員退職手当組合格約の一部を変更する規約（新旧対照表）
【議案第7号関係】 … P 3 3
- 資料16：北海道市町村総合事務組合格約の一部を変更する規約（新旧対照表）
【議案第8号関係】 … P 3 4
- 資料17：教育委員会委員について【同意第1号関係】 … P 3 6
- 資料18：平成27年度国・道への要望等状況一覧（6月～8月） … P 3 7

江差町個人情報保護条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1節 収集の制限及び登録等（第7条—<u>第8条の4</u>）</p> <p>第3節 訂正請求等（第21条—<u>第23条の2</u>）</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、<u>個人情報（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この条において同じ。）の開示及び訂正等を求める個人の権利を明らかにするとともに、個人情報の適正な取扱いについて必要な事項を定めることにより、町民の基本的人権の擁護及び公正で民主的な町政の推進に資することを目的とする。</u></p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）（略）</p> <p><u>（2） 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。</u></p> <p><u>（3） 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。</u></p> <p><u>（4） 特定個人情報ファイル 番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。</u></p> <p><u>（5）（略）</u></p>	<p>目次</p> <p>第1節 収集の制限及び登録等（第7条・<u>第8条</u>）</p> <p>第3節 訂正請求等（第21条—<u>第23条</u>）</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、<u>個人情報の</u> _____ <u>開示及び訂正等を求める個人の</u> _____ <u>権利を明らかにするとともに、個人情報の適正な取扱いについて必要な事項を定めることにより、町民の基本的人権の擁護及び公正で民主的な町政の推進に資することを目的とする。</u></p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p><u>（2）（略）</u></p>

江差町個人情報保護条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(6) (略)</p> <p>(実施機関の責務)</p> <p>第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、<u>個人情報（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この条から第5条までに</u> <u>おいて同じ。）の保護に関し必要な措置を講ずるとともに、個人情報</u> <u>の保護の重要性について町民及び事業者への意識啓発に努めなければ</u> <u>ならない。</u></p> <p><u>(特定個人情報保護評価)</u></p> <p>第8条の2 実施機関は、<u>特定個人情報保護評価に関する規則（平成2</u> <u>6年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項に規定する場</u> <u>合においては、同項の規定により、審査会の意見を聴くものとする。</u></p> <p><u>(特定個人情報ファイルの保有等に関する事前通知)</u></p> <p>第8条の3 実施機関は、<u>特定個人情報ファイルを保有しようとする</u> <u>ときは、あらかじめ、審査会に対し、次に掲げる事項を通知しなければ</u> <u>ならない。通知した事項を変更しようとするときも、同様とする。</u></p> <p>(1) <u>特定個人情報ファイルの名称</u></p> <p>(2) <u>当該実施機関の名称及び特定個人情報ファイルが利用に供さ</u> <u>れる事務をつかさどる組織の名称</u></p> <p>(3) <u>特定個人情報ファイルの利用目的</u></p> <p>(4) <u>特定個人情報ファイルに記録される項目（以下この条及び次</u> <u>条において「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生</u></p>	<p>(3) (略)</p> <p>(実施機関の責務)</p> <p>第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、<u>個人情報の保護</u> <u>に関し</u> <u>_____必要な措置を講ずるとともに、個人情報</u> <u>の保護の重要性について町民及び事業者への意識啓発に努めなければ</u> <u>ならない。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

江差町個人情報保護条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第8号において同じ。)</u>として<u>特定個人情報ファイルに記録される個人の範囲</u>（以下この条及び次条において「<u>記録範囲</u>」という。）</p> <p><u>(5) 記録情報</u>（特定個人情報ファイルに記録される特定個人情報をいう。以下この条及び次条において同じ。）の<u>収集方法</u></p> <p><u>(6) 記録情報を当該実施機関以外の者に経常的に提供する場合に</u>は、その提供先</p> <p><u>(7) 次条第3項の規定に基づき、記録項目の一部若しくは第5号若しくは前号に掲げる事項を特定個人情報ファイル簿に記載しないこととするとき、又は特定個人情報ファイルを特定個人情報ファイル簿に掲載しないこととするときは、その旨</u></p> <p><u>(8) 第14条第1項又は第21条第1項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地</u></p> <p><u>(9) 当該特定個人情報の訂正又は利用の停止、消去若しくは提供の停止に関して法令等規定により特別の手続が定められているときは、その旨</u></p> <p><u>(10) その他実施機関が定める事項</u></p> <p><u>2 前項の規定は、次に掲げる特定個人情報ファイルについては、適用しない。</u></p> <p><u>(1) 租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査のために作成し、又は取得する特定個人情報ファイル</u></p> <p><u>(2) 実施機関の職員又は職員であった者に係る特定個人情報ファ</u></p>	

江差町個人情報保護条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>イルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（実施機関が行う職員の採用試験に関する特定個人情報ファイルを含む。）</u></p> <p><u>(3) 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための特定個人情報ファイル</u></p> <p><u>(4) 前項の規定による通知に係る特定個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した特定個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該通知に係るこれらの事項の範囲内のもの</u></p> <p><u>(5) 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する特定個人情報ファイル</u></p> <p><u>(6) 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した特定個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの</u></p> <p><u>(7) 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する特定個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの</u></p> <p><u>(8) 本人の数が実施機関が定める数に満たない特定個人情報ファイル</u></p> <p><u>(9) 第2号から前号までに掲げる特定個人情報ファイルに準ずるものとして実施機関が定める特定個人情報ファイル</u></p>	

江差町個人情報保護条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>(10) 電子計算機による検索を用いないで特定の特定個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成された特定個人情報ファイル</u></p> <p><u>3 実施機関は、第1項に規定する事項を通知した特定個人情報ファイルについて、当該実施機関がその保有をやめたとき、又はその特定個人情報ファイルが前項第8号に該当するに至ったときは、遅滞なく、審査会に対しその旨を通知しなければならない。</u></p> <p><u>(特定個人情報ファイル簿の作成及び公表)</u></p> <p><u>第8条の4 実施機関は、実施機関が定めるところにより、当該実施機関が保有している特定個人情報ファイルについて、それぞれ前条第1項第1号から第6号まで、第8号及び第9号に掲げる事項その他実施機関が定める事項を記載した帳簿（第3項において「特定個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。</u></p> <p><u>2 前項の規定は、次に掲げる特定個人情報ファイルについては、適用しない。</u></p> <p><u>(1) 前条第2項第1号から第9号までに掲げる特定個人情報ファイル</u></p> <p><u>(2) 前項の規定による公表に係る特定個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した特定個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの</u></p> <p><u>(3) 前号に掲げる特定個人情報ファイルに準ずるものとして実施</u></p>	<p>(新設)</p>

江差町個人情報保護条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>機関が定める特定個人情報ファイル</u></p> <p>3 <u>第1項の規定にかかわらず、実施機関は、記録項目の一部若しくは前条第1項第5号若しくは第6号に掲げる事項を特定個人情報ファイル簿に記載し、又は特定個人情報ファイルを特定個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその特定個人情報ファイルを特定個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。</u></p> <p><u>(特定個人情報以外の個人情報の利用及び提供の制限)</u></p> <p>第9条 実施機関は、個人情報<u>(特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)</u>を収集したときの取扱目的以外の目的に当該個人情報を利用し、又は提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>(特定個人情報の利用の制限)</u></p> <p>第9条の2 <u>実施機関は、特定個人情報を取り扱う事務における特定個人情報の利用目的以外の目的のために特定個人情報を当該実施機関の内部において利用してはならない。ただし、実施機関は、個人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときに該当すると認め</u></p>	<p><u>(利用及び提供の制限)</u></p> <p>第9条 実施機関は、個人情報_____を収集したときの取扱目的以外の目的に当該個人情報を利用し、又は提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p>

江差町個人情報保護条例の一部を改正する条例新旧対照表

7

改正後	改正前
<p><u>るときは、特定個人情報を取り扱う事務における特定個人情報の利用目的以外の目的のために特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。）を自ら利用することができる。</u></p> <p>2 <u>実施機関は、前項ただし書の規定により特定個人情報を特定個人情報を取り扱う事務における特定個人情報の利用目的以外の目的のために利用するときは、当該特定個人情報に係る本人又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。</u></p> <p>3 <u>第1項ただし書及び前項の規定は、特定個人情報の利用を制限する法令等の規定の適用を妨げるものではない。</u></p> <p>4 <u>実施機関は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、特定個人情報の利用目的以外の目的のための実施機関の内部における利用を特定の部局又は機関に限るものとする。</u></p> <p>（電子計算機処理の規制）</p> <p>第10条 実施機関は、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められるときでなければ、オンライン結合（当該実施機関が管理する電子計算機と実施機関以外の者が管理する電子計算機その他の機器とを通信回線を用いて結合し、当該実施機関が保有する個人情報を当該実施機関以外の者が随時入手し得る状態にする方法をいう。）による<u>個人情報（特定個人情報を除く。）の提供</u>をしてはならない。</p> <p>（適正な維持管理）</p>	<p>（電子計算機処理の規制）</p> <p>第10条 実施機関は、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められるときでなければ、オンライン結合（当該実施機関が管理する電子計算機と実施機関以外の者が管理する電子計算機その他の機器とを通信回線を用いて結合し、当該実施機関が保有する個人情報を当該実施機関以外の者が随時入手し得る状態にする方法をいう。）による<u>個人情報の</u>提供をしてはならない。</p> <p>（適正な維持管理）</p>

江差町個人情報保護条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>第11条 実施機関は、個人情報（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この条（第3号を除く。）及び次条において同じ。）の収集等をするときは、次に掲げる事項について必要な措置を講じなければならない。</p> <p>（1）～（3） （略）</p> <p>（自己に関する個人情報の開示の請求）</p> <p>第14条 何人も、実施機関が保有する自己に関する個人情報（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この章（次項及び第24条を除く。）において同じ。）の開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。</p> <p>2 次の各号に掲げる者（以下「法定代理人等」という。）は、本人に代わって当該各号に定める区分に応じ、開示請求をすることができる。ただし、本人が反対の意思を表示したときは、この限りでない。</p> <p>（1） 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は当該職務を行う上で本人から本人の個人情報開示請求の委任を受けた弁護士 自己に係る個人情報（特定個人情報を除く。）</p> <p>（2） 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人 自己に係る特定個人情報</p> <p>（開示請求に対する決定等）</p> <p>第16条 実施機関は、前条第1項の開示請求者を受理したときは、受理した日の翌日から起算して14日以内（特定個人情報に係る開示請</p>	<p>第11条 実施機関は、個人情報_____の _____の 収集等をするときは、次に掲げる事項について必要な措置を講じなければならない。</p> <p>（1）～（3） （略）</p> <p>（自己に関する個人情報の開示の請求）</p> <p>第14条 何人も、実施機関が保有する自己に関する個人情報_____の _____の開示の請求（以下「開示請求」という。） _____の をすることができる。</p> <p>2 未成年者若しくは被後見人、被保佐人、被補助人の法定代理人又は当該職務を行なう上で本人から本人の個人情報開示請求の委任を受けた弁護士（以下「法定代理人等」という。）は、本人に代わって、開示請求をすることができる。ただし、本人が反対の意思を表示したときは、この限りでない。</p> <p>（開示請求に対する決定等）</p> <p>第16条 実施機関は、前条第1項の開示請求者を受理したときは、受理した日の翌日から起算して14日以内_____</p>

江差町個人情報保護条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>求にあつては、<u>開示請求があつた日から30日以内</u>に当該個人情報の開示をする旨又はしない旨の決定をし、速やかに決定の内容を開示請求者に文書により通知しなければならない。この場合において、開示する旨の決定をしたときは開示の日時及び場所を、開示しない旨の決定をしたときはその理由を併せて記載しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(個人情報不存在の通知)</p> <p>第17条 実施機関は、開示請求に係る個人情報を保有していないときは、開示請求のあつた日の翌日から起算して14日以内<u>(特定個人情報に係る開示請求にあつては、開示請求があつた日から30日以内)</u>に不存在である旨の通知をするものとする。</p> <p>(開示の実施)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 個人情報の開示は、文書、図画、写真又はマイクロフィルムについては閲覧又は写しの交付により、磁気テープその他これらに類するものについては、<u>種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関</u>が定める方法により行なうものとする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(訂正請求に対する決定等)</p> <p>第23条 実施機関は、前条第1項の請求書を受理したときは、当該請求書を受理した日の翌日から起算して30日以内<u>(特定個人情報に係</u></p>	<p>_____に当該個人情報の開示をする旨又はしない旨の決定をし、速やかに決定の内容を開示請求者に文書により通知しなければならない。この場合において、開示する旨の決定をしたときは開示の日時及び場所を、開示しない旨の決定をしたときはその理由を併せて記載しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(個人情報不存在の通知)</p> <p>第17条 実施機関は、開示請求に係る個人情報を保有していないときは、開示請求のあつた日の翌日から起算して14日以内_____</p> <p>_____に不存在である旨の通知をするものとする。</p> <p>(開示の実施)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 個人情報の開示は、文書、図画、写真又はマイクロフィルムについては閲覧又は写しの交付により、磁気テープその他これらに類するものについては、<u>実施機関_____</u>が定める方法により行なうものとする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(訂正請求に対する決定等)</p> <p>第23条 実施機関は、前条第1項の請求書を受理したときは、当該請求書を受理した日の翌日から起算して30日以内_____</p>

江差町個人情報保護条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>る訂正請求にあつては、訂正請求があつた日から30日以内</u>）に必要な調査を行い、訂正請求に係る個人情報の訂正等をする旨又はしない旨の決定をしなければならない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p><u>(情報提供等記録の提供先等への通知)</u></p> <p><u>第23条の2 実施機関は、訂正請求に対する決定に基づく情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</u></p> <p>(手数料及び費用負担)</p> <p>第26条 この条例の規定による個人情報<u>(個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この条において同じ。)</u>の閲覧、視聴又は訂正等若しくは是正に係る手数料については、無料とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(設置)</p> <p>第28条 この条例の規定により実施機関に対して意見を述べ、<u>前条</u>の規定による実施機関の諮問に応じて行なう不服申立てについての審査を行い、その他個人情報の保護に関する調査審議をするため、審査会を設置する。</p>	<p>_____）に必要な調査を行い、訂正請求に係る個人情報の訂正等をする旨又はしない旨の決定をしなければならない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(手数料及び費用負担)</p> <p>第26条 この条例の規定による個人情報_____の閲覧、視聴又は訂正等若しくは是正に係る手数料については、無料とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(設置)</p> <p>第28条 この条例の規定により実施機関に対して意見を述べ、<u>第27</u>条の規定による実施機関の諮問に応じて行なう不服申立てについての審査を行い、その他個人情報の保護に関する調査審議をするため、審査会を設置する。</p>

江差町個人情報保護条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(会議)</p> <p>第31条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 審査会は、<u>次条</u>第1項に関するものその他その審議する内容が公開することに適しないと認められるものを除き、その会議を公開するものとする。</p> <p>(罰則)</p> <p>第39条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は3万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第13条第2項の規定に違反してその事務に関して知り得た個人情報(個人情報に該当しない特定個人情報を含む。)を漏らした受託者及びその受託した事務に従事している者</p> <p>2 (略)</p> <p>(他の法令等との調整)</p> <p>第40条 法令等に、個人情報(特定個人情報を除く。)の記録の閲覧、縦覧、視聴若しくは謄本、抄本その他の写しの交付又は訂正等に関する定めがあるときは、当該法令等の定めるところによる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(会議)</p> <p>第31条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 審査会は、<u>第32条</u>第1項に関するものその他その審議する内容が公開することに適しないと認められるものを除き、その会議を公開するものとする。</p> <p>(罰則)</p> <p>第39条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は3万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第13条第2項の規定に違反してその事務に関して知り得た個人情報_____を漏らした受託者及びその受託した事務に従事している者</p> <p>2 (略)</p> <p>(他の法令等との調整)</p> <p>第40条 法令等に、個人情報_____の記録の閲覧、縦覧、視聴若しくは謄本、抄本その他の写しの交付又は訂正等に関する定めがあるときは、当該法令等の定めるところによる。</p> <p>2 (略)</p>

江差町個人情報保護条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日(平成28年1月1日)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) 第8条の次に3条を加える改正規定(第8条の2及び第8条の3に係る部分に限る。)及び第3項の規定 公布の日</p> <p>(2) 第23条の次に1条を加える改正規定 番号法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p>	

江差町手数料条例（第1条関係）新旧対照表

改正後			改正前		
手数料を徴収する事務	単位	金額	手数料を徴収する事務	単位	金額
略			略		
住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の17第1項の規定に基づく住民基本台帳カードの再交付または同令第30条の18第1項の規定に基づく新たな住民基本台帳カードの交付（町長が特に必要と認める場合のものを除く。）	1枚につき	500円	住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の17第1項の規定に基づく住民基本台帳カードの再交付または同令第30条の18第1項の規定に基づく新たな住民基本台帳カードの交付（町長が特に必要と認める場合のものを除く。）	1枚につき	500円
<u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）第11条第1項第1号又は第3号から第7号までの規定に基づく通知カードの再交付（町長が特に必要と認める場合のものを除く。）</u>	<u>1枚につき</u>	<u>500円</u>	（新設）		
戸籍の附票に記載をした事項に関する証明書の交付	1通につき	350円	戸籍の附票に記載をした事項に関する証明書の交付	1通につき	350円
略			略		

江差町手数料条例（第2条関係）新旧対照表

改正後			改正前		
手数料を徴収する事務	単位	金額	手数料を徴収する事務	単位	金額
略			略		
住民基本台帳法第20条第1項の規定に基づく戸籍の附票の写しの交付	1通につき	300円	住民基本台帳法第20条第1項の規定に基づく戸籍の附票の写しの交付	1通につき	300円
(削除)			住民基本台帳法第30条の4第1項の規定に基づく住民基本台帳カードの交付	1枚につき	500円
(削除)			住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の17第1項の規定に基づく住民基本台帳カードの再交付または同令第30条の18第1項の規定に基づく新たな住民基本台帳カードの交付（町長が特に必要と認める場合のものを除く。）	1枚につき	500円
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）第11条第1項第1号又は第3号から第7号までの規定に基づく通知カードの再交付（町長が特に必要と認める場合のものを除く。）	1枚につき	500円	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）第11条第1項第1号又は第3号から第7号までの規定に基づく通知カードの再交付（町長が特に必要と認める場合のものを除く。）	1枚につき	500円
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令第28条第1項の規定に基づく個人番号カードの再交付又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成26年政令第155号）第15条第2項から第4項までの規定に基づく個人番号カードの返納後の個人番号カードの再交付（町長が特に必要と認める場合のものを除く。）	1枚につき	800円	(新設)		
戸籍の附票に記載をした事項に関する証明書の交付	1通につき	350円	戸籍の附票に記載をした事項に関する証明書の交付	1通につき	350円
略			略		

公有地等売却促進に関する奨励制度の概要

1 要件

次のいずれの要件も満たす者。ただし共有名義とした場合は、いずれか一人とする。

- ① 市街地において町有地または土地開発公社所有地を購入し、住宅を建設した者(※1)
- ② 土地購入から1年以内に町内に所在地がある業者と住宅建設の工事請負契約を締結した者
- ③ 建設した住宅に実際に居住し5年以上継続して居住を予定している者

(※1)併用住宅も含む。その場合、居住部分の面積が延床面積の2分の1以上であること。

2 奨励金の内容

- (1) 奨励金（基本額） 販売価格の30%を現金で交付
- (2) 奨励金（加算額） 子育て世帯に限り、子ども一人につき6万円を追分カード商品券で交付(※2)(※3)

(※2)小学生以下の子どもに限る。

(※3)申請時点の子どもの人数を基礎数値とし、その後変動があっても金額は変更しない。

3 奨励金の返還

次のいずれかに該当した場合は、奨励金の返還を請求。

- ① 偽りその他の不正な手段により助成金等の交付を受けたとき。
- ② 奨励金の交付決定の際に付された条件に違反したとき。
- ③ 5年間引き続き居住しなかったとき。(※4)

(※4)交付決定後に死亡又は転勤により居住しなかった場合を除く。

4 実績報告

建物の所有権保存登記が完了したら速やかに次の書類を添付して実績報告をしてもらう。

- ① 建築確認検査済証の写
- ② 所有権保存登記済証の写

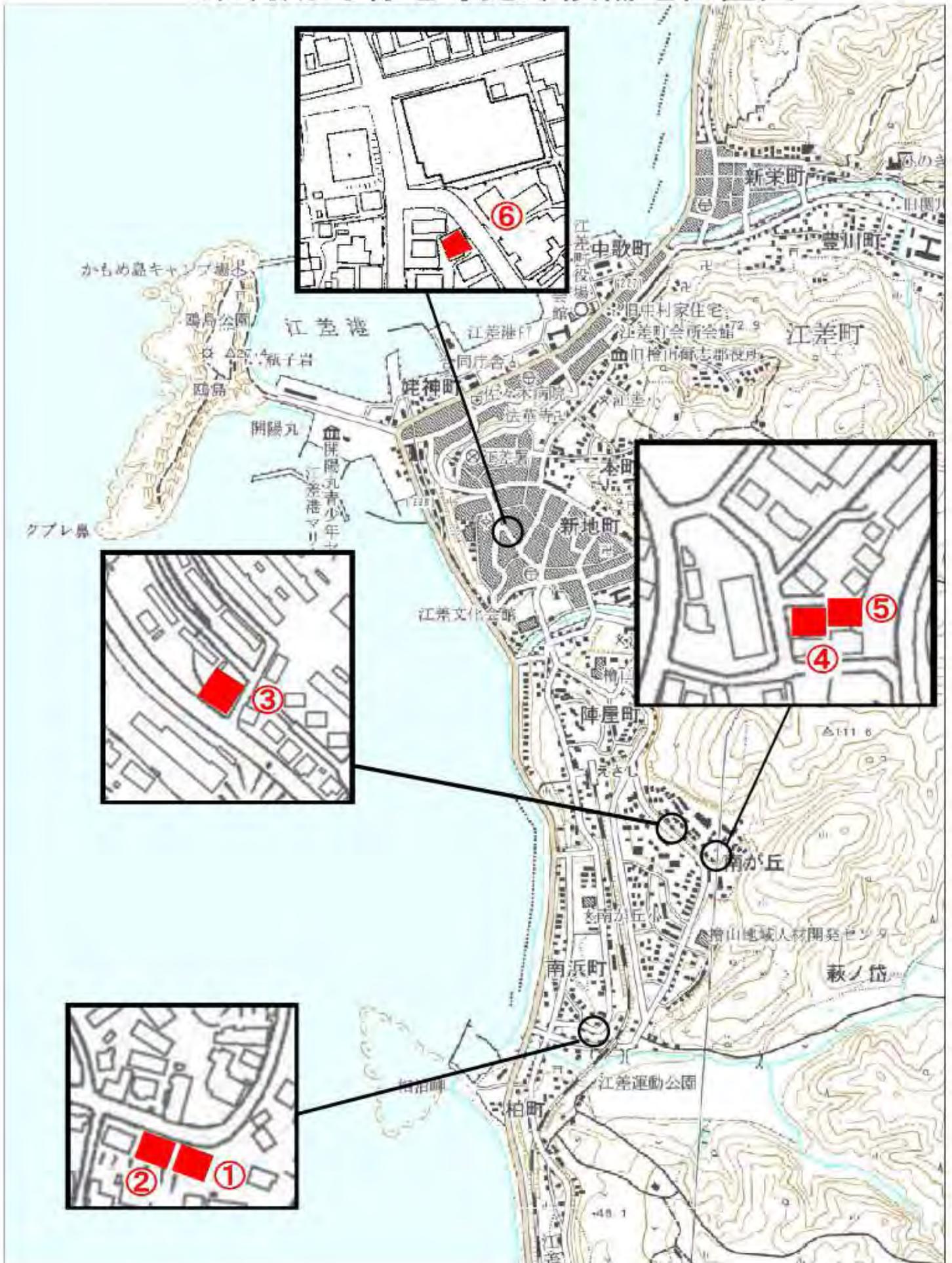
5 財源

町単費とし、繰越金を充当する。

6 売却候補としている未利用町有地等の一覧と奨励金額

番号	地番	地積	価格	× 0.3	奨励金 (千円未満 切り上げ)
1	南浜町182-3	m ² 216.00	万円 192.2	円 576,600	円 577,000
2	南浜町182-2 南浜町183-8	215.00	178.4	535,200	536,000
3	南が丘7-419	415.06	695.0	2,085,000	2,085,000
4	円山32-55 南が丘7-416	276.25	477.9	1,433,700	1,434,000
5	円山32-56	280.97	365.2	1,095,600	1,096,000
6	茂尻町288	141.86	337.0	1,011,000	1,011,000
			2,245.7	6,737,100	6,739,000

未利用町有地等売却候補地位置図



未利用町有地売却候補地写真

1 南浜町182-3



2 南浜町182-2、同183-8



3 南が丘7-419



4 円山32-55、南が丘7-416



5 円山32-56



6 茂尻町288



マイナンバーカード（通知カード・個人番号カード）について

交付スケジュール（現時点の予定）

平成27年10月

マイナンバーの付番

平成27年10月～12月

マイナンバーの通知とともに「個人番号カード交付申請書」郵送。

- ◇ 氏名、住所等プレ印刷。写真添付、署名または捺印をいただき、返送をいただくだけで申請完了。
- ◇ スマートフォン等で写真を撮り、オンラインで申請いただくことも可能。

平成28年 1月～

役場（市町村）から、交付準備ができた旨の通知書を送付。役場窓口へ来庁いただき本人確認の上、交付。

- ◇ 交付手数料については無料。
- ◇ 来庁は原則、交付時の1回。

カードの記載内容に変更があったとき

引越しなどで役場（市町村）に転入届を出すときは、通知カード又は個人番号カードを同時に提出し、カードの記載内容を変更しなければなりません。それ以外の場合でも、通知カード又は個人番号カードの記載内容に変更があったときは、14日以内に市町村に届け出て、カードの記載内容を変更してもらわなければなりません。

（根拠：行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第17条）

カードの様式・内容変更記載欄（次ページ参照）

マイナンバーカード

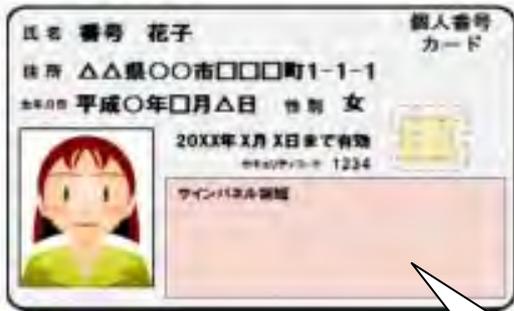
マイナンバーカードの住所等に変更があった場合は、カード表面のサインパネル領域に印字することになります。

通知カード

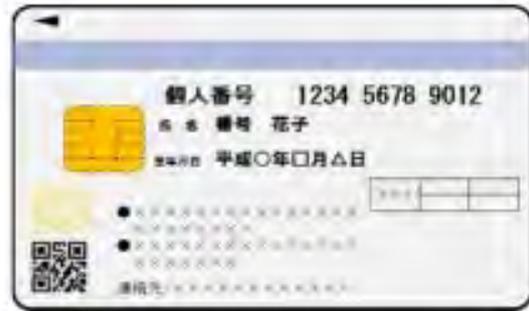
通知カードの住所等に変更があった場合は、カード裏面の裏書領域に印字することになります。

マイナンバーカードのデザイン (案)

総務省資料より



(表)



(裏)

住所異動記載領域

通知カード等のデザイン (案)

総務省資料より

住所異動記載領域



(表)



(裏)

通知カード

個人番号カード交付申請書・電子証明書発行申請書

平成27年度北海道海岸漂着物地域対策推進事業

1. 事業概要

海岸漂着物の集積が著しく、海岸における良好な景観及び環境の保全に深刻な影響を及ぼしている地域等で、海岸漂着物対策を重点に推進する区域において行われる海洋ゴミの回収・処理に係る事業を実施する市町村に補助することにより、北海道の海岸における海洋ゴミ対策を総合的かつ効果的に推進することを目的としている。

2. 補助率

9/10以内

北海道海岸漂着物地域対策推進事業補助金交付要綱に基づく補助率

離島振興対策実施地域 9.5/10以内

過疎地域及び半島振興対策実施地域 9/10以内

上記以外の地域 8/10以内

3. 事業内容

要綱改正により、平成27年7月13日施行以降の事業が対象

かもめ島海水浴場整備〔漂着物回収・整地等〕

かもめ島周辺・海岸等の清掃【漂着物回収・処理等】

江差地域漁業振興緊急対策事業(ナマコ養殖試験種苗購入補助)の概要

<所管課:産業振興課>

<補助事業>

事業費:2,160千円(うち自己資金40千円)

事業主体:江差ナマコ養殖研究会 【補正財源構成】道支出金:1,060千円 一般財源:1,060千円 計2,120千円

事業の必要性

スケトウダラの資源減少やスルメイカの来遊不振などによる水揚げの大幅減少により、日本海地区における漁業の低迷は著しく、漁家経営に深刻な影響を与えている。

このような状況を踏まえ、北海道では日本海地区の漁業の発展と安定及び漁業生産の向上を図るために実施する各種取組に対して補助する日本海漁業振興緊急対策事業が設立され、今般、江差ナマコ養殖研究会が主体となって実施しているナマコ養殖試験の取組のうち、種苗購入に関する部分が当該事業に採択された。

ナマコは近年、中国輸出により高値を維持していることもあり、資源や回遊経路に変動のある回遊性魚種に替わる水産資源として注目され、全道各地で種苗を放流する増殖事業が行われているが、養殖に関しては技術が確立されていないことから、継続的かつ安定的なナマコの生産・供給と漁家経営の改善を目的とした養殖試験を実施し、養殖技術の確立を図るものである。

事業の概要

■内容

江差港湾内に今年度設置する2基の浮沈式養殖生簀に投入するマナマコ種苗の購入。

■実施予定

10月中旬から11月中旬

■購入種苗数

20,000尾(1基あたり10,000尾)



【マナマコ種苗】

ナマコ養殖育成施設(浮沈式生簀)整備事業の概要

<所管課:産業振興課>

<補助事業>

事業費:5,400千円(うち自己資金400千円)

事業主体:江差ナマコ養殖研究会

【補正財源構成】道支出金:2,500千円 一般財源:2,500千円 計5,000千円

事業の必要性

従前、江差町ではスケトウダラやスルメイカ等の回遊性魚種を対象とした漁船漁業が主体となっていたが、近年のスケトウダラの資源減少やスルメイカの来遊不振などによる水揚げの大幅減少により、漁家経営に深刻な影響を与えている。

その代替策として、ナマコ、アワビの種苗放流やウニの深淺移植など磯廻り資源の維持増大に関する取り組みが行われており、特に、ナマコ養殖に関しては、養殖技術の確立、継続的かつ安定的なナマコの生産・供給及び漁家経営の改善を目的として平成26年度より養殖試験が行われるなど先進的な取り組みが実施されている。

今年度、養殖育成施設(浮沈式養殖生簀2基)を整備するにあたり、道の地域づくり総合交付金を活用すべく手続き等を進めていたところであるが、養殖種苗の移設に適した海象条件や時期を鑑みると、11月中には一連の作業を終える必要があるため、檜山振興局と協議し、指令前着手による事業の先行実施について理解が得られたことから、早急に養殖試験に向けた施設整備を図るものである。

事業の概要

■内容

江差港湾内に今年度設置する2基の浮沈式養殖生簀の購入及び組立。

■実施予定

10月上旬～10月下旬

■投入種苗数

20,000尾(1基あたり10,000尾)



【浮沈式養殖生簀】

ナマコ増殖施設(浮体式筏施設)整備事業の概要

<所管課:産業振興課>

<補助事業>

事業費:4,320千円(うち自己資金320千円)

事業主体:江差ナマコ資源増殖協議会 【補正財源構成】道支出金:2,000千円 一般財源:2,000千円 計4,000千円

事業の必要性

従前、江差町ではスケトウダラやスルメイカ等の回遊性魚種を対象とした漁船漁業が主体となっていたが、近年のスケトウダラの資源減少やスルメイカの来遊不振などによる水揚げの大幅減少により、漁家経営に深刻な影響を与えている。

その代替策として、ナマコ、アワビの種苗放流やウニの深淺移植など磯廻り資源の維持増大に関する取り組みが行われ、特に、ナマコについては近年、中国輸出により高値を維持していることもあり、資源や回遊経路に変動のある回遊性魚種に替わる水産資源として注目されている。

今年度、増殖体制を強化するため増殖用浮体式イカダを15基購入・製作するにあたり、道の地域づくり総合交付金を活用すべく手続き等を進めていたところであるが、幼生着床後の増殖器の垂下に適した海象条件や時期を鑑みると、11月中には一連の作業を終える必要があるため、檜山振興局と協議し、指令前着手による事業の先行実施について理解が得られたことから、早急に増殖事業実施に向けた施設整備を図るものである

事業の概要

■内容

江差港湾内に今年度設置する増殖用浮体式イカダの購入及び製作。

■実施予定

10月上旬～11月上旬

■設置施設数

増殖用浮体式イカダ 15基



【増殖用浮体式イカダ】

概略調査設計区域図



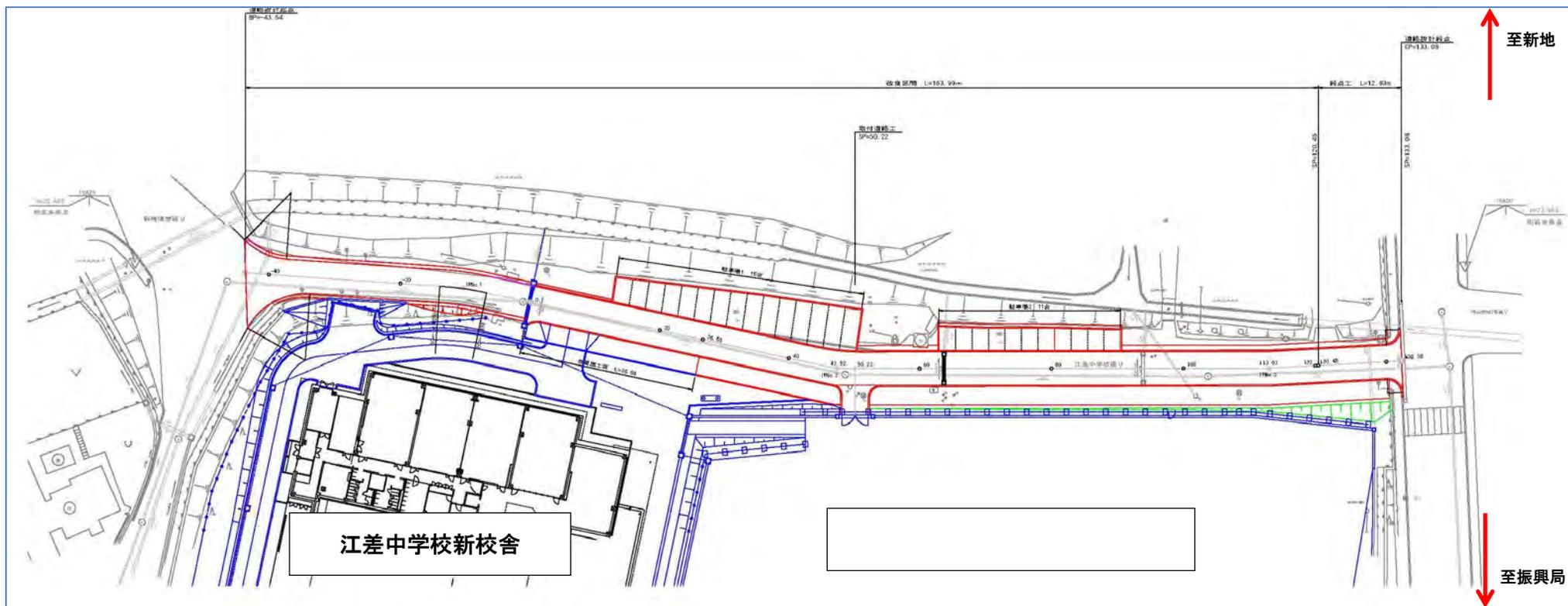
第1区間 老朽化した歩道橋の撤去、その後の道路確保の調査検討

- * 老朽化した歩道橋（S53 架設 37 年経過）の撤去
- * 児童・生徒の安心・安全な通学のための道路の確保
- * 地域をつなぐための道路の確保

第2区間 国道と町道を結ぶ新設道路の調査検討

- * 自然災害（土砂災害・津波災害）時における、地域の分断及び孤立化を未然に防ぐ道路ネットワークの確保
- * 大型車両及び一般車両の分散化や地域住民の利便性を図るための道路整備の検討

江差中学校通り改良舗装工事平面図



28

【工事概要】

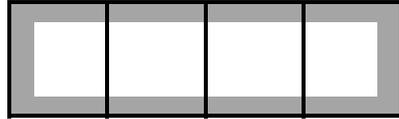
- *道路延長 L=176.6m
- *道路幅員 車道部 W=5.0m・歩道部 W=3.0m
- *車道舗装工 A=1,195㎡
- *歩道舗装工 A=351㎡
- *横断排水工 2ヶ所
- *駐車場 2ヶ所(26台)

南が丘第1団地耐力度調査実施個所

調査実施棟

団地内通路

1号棟



317 318 319 320

昭和51年建設
1棟 2階建 4戸(1種)
3DK=1戸(61.38㎡)

【江差町字南が丘7番地の187】

4号棟



321 322 323 324

昭和51年建設
1棟 2階建 4戸(2種)
3DK=1戸(59.99㎡)

2号棟



325 326 327 328

昭和52年建設
1棟 2階建 4戸(1種)
3DK=1戸(63.86㎡)

【江差町字南が丘7番地の188】

5号棟



329 330 331 332

昭和52年建設
1棟 2階建 4戸(2種)
3DK=1戸(59.99㎡)

団地内通路

3号棟



333 334 335 336

昭和53年建設
1棟 2階建 4戸(1種)
3DK=1戸(67.72㎡)

【江差町字南が丘7番地の207】

6号棟



337 338 339 340

昭和53年建設
1棟 2階建 4戸(2種)
3DK=1戸(63.85㎡)

7号棟



341 342 343 344

昭和53年建設
2棟 2階建 8戸(2種)
3DK=1戸(63.85㎡)

【江差町字南が丘7番地の209】

8号棟



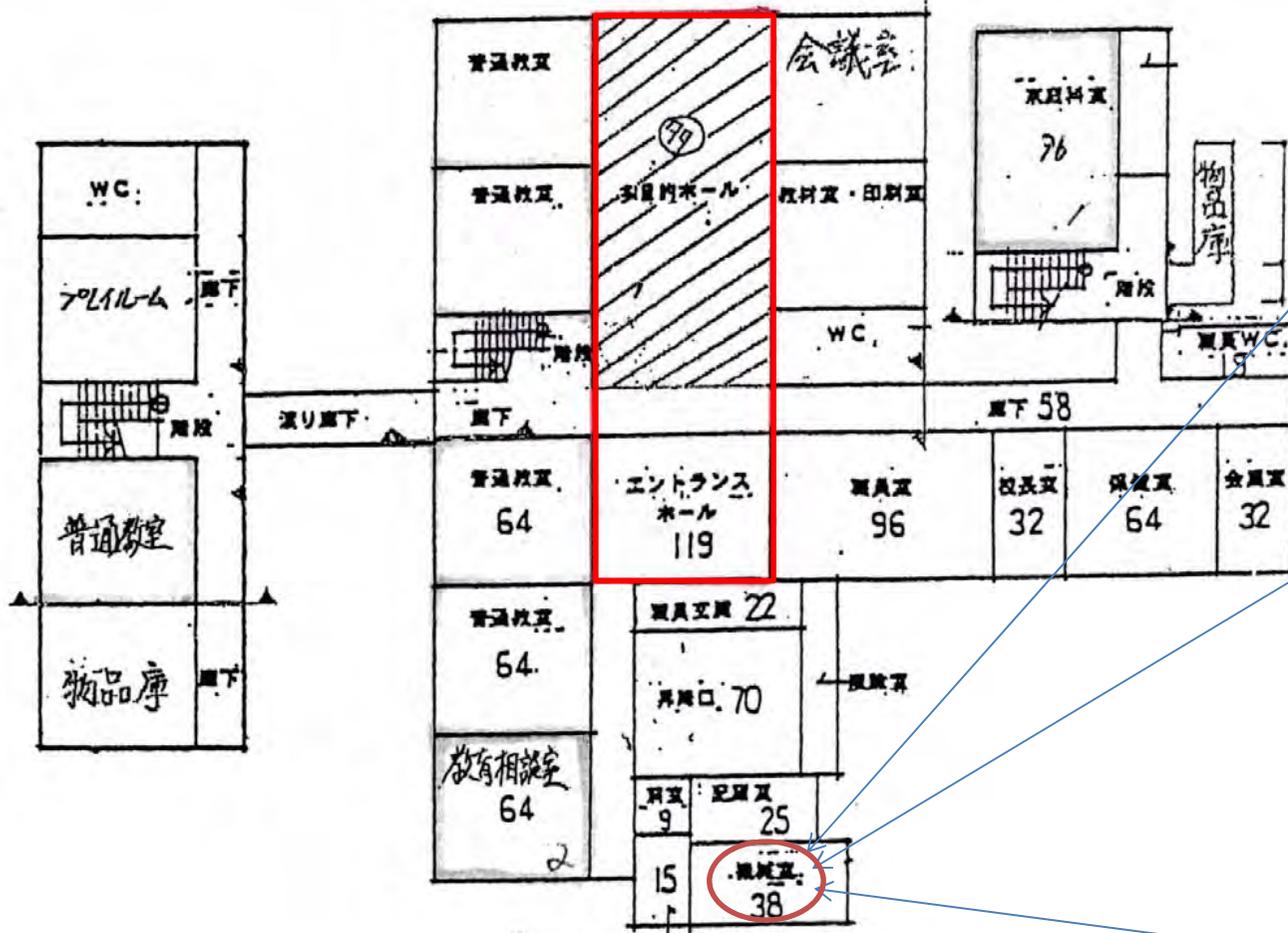
345 346 347 348

役場職員住宅

役場職員住宅

← 至 新地方

至 運動公園方面 →

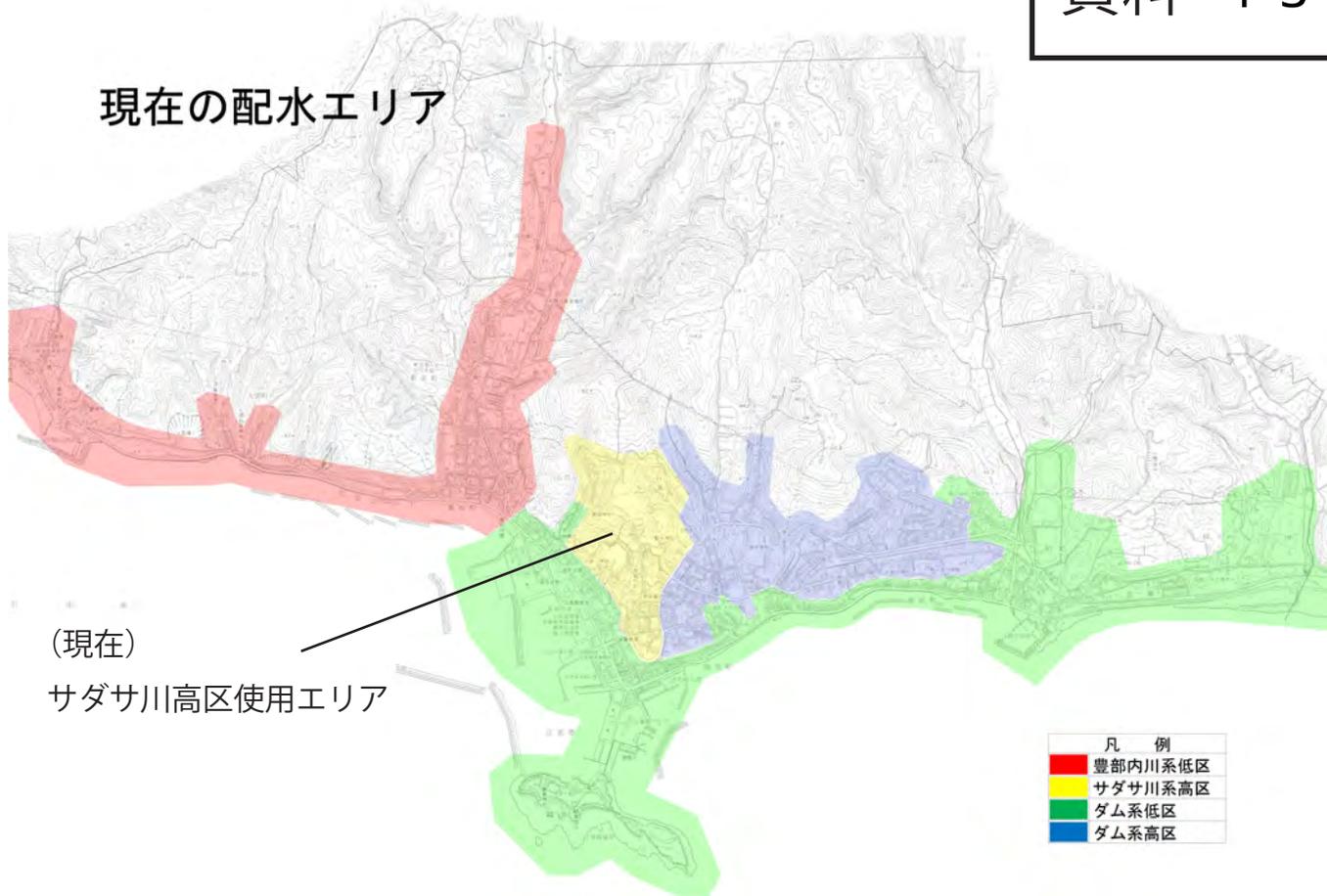


南が丘小学校多目的ホール床暖房用ボイラー取替工事(エントランスホール含む。)

バイパス管工事による配水エリアの拡張

資料 13

現在の配水エリア

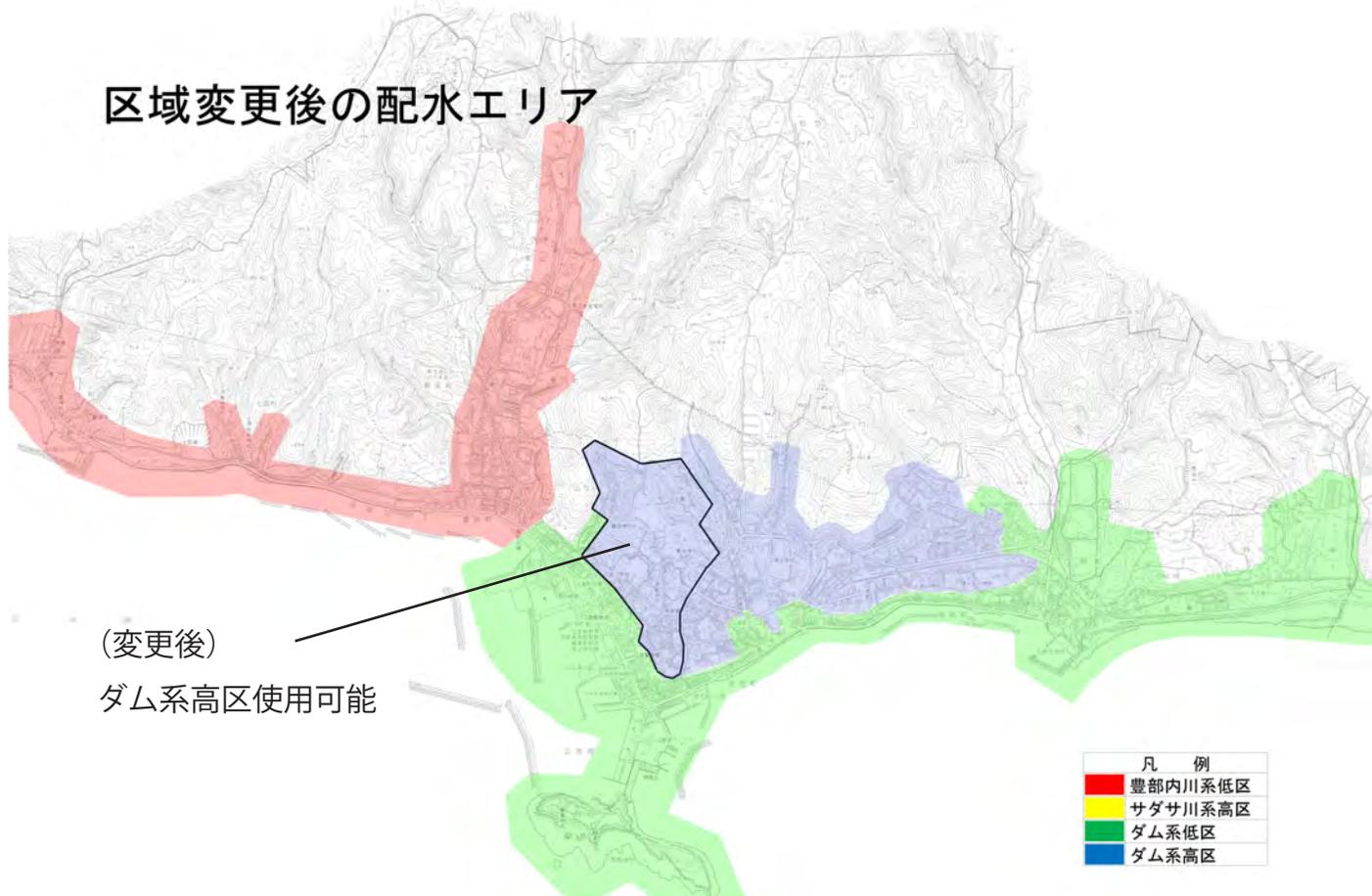


(現在)
サダサ川高区使用エリア

凡 例	
豊部内川系低区	豊部内川系低区
サダサ川系高区	サダサ川系高区
ダム系低区	ダム系低区
ダム系高区	ダム系高区



区域変更後の配水エリア



(変更後)
ダム系高区使用可能

凡 例	
豊部内川系低区	豊部内川系低区
サダサ川系高区	サダサ川系高区
ダム系低区	ダム系低区
ダム系高区	ダム系高区

北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の一部を変更する規約（新旧対照表）

改正案	現 行
<p>第1条</p> <p>この組合は、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第7章の規定に基づき、北海道町村議会議員等に対する公務災害補償等に関する事務を共同処理し、もって町村議会議員等の職責及び活動に対する福祉制度を行政的財政的両面から統合的に統一完備することによつて、町村財政の安定と健全化をはかり、<u>議員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。</u></p> <p>別表第1</p> <p>石狩郡当別町 （略） 日高東部衛生組合</p> <p>渡島西部広域事務組合 （略） 安平・厚真行政事務組合</p> <p>北空知広域水道企業団</p> <p>十勝圏複合事務組合 （略） 西天北五町衛生施設組合</p> <p>北空知学校給食組合 （略） 岩内地方衛生組合</p> <p>北海道市町村備荒資金組合 （略） 長幌上水道企業団</p> <p>西紋別地区環境衛生施設組合 （略） 道央廃棄物処理組合 <u>とち広域消防事務組合</u></p>	<p>第1条</p> <p>この組合は、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第7章の規定に基づき、北海道町村議会議員等に対する公務災害補償等に関する事務を共同処理し、もって町村議会議員等の職責及び活動に対する福祉制度を行政的財政的両面から統合的に統一完備することによつて、町村財政の安定と健全化をはかり、<u>併せて、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第11章の規定に基づく町村議会議員共済会に関する事務と相互調整をはかることによつて、本制度の健全なる運営をはかることを目的とする。</u></p> <p>別表第1</p> <p>石狩郡当別町 （略） 日高東部衛生組合 <u>道央地区環境衛生組合</u> 渡島西部広域事務組合 （略） 安平・厚真行政事務組合 <u>東十勝消防事務組合</u> 北空知広域水道企業団 <u>西十勝消防組合</u> 十勝圏複合事務組合 （略） 西天北五町衛生施設組合 <u>南十勝消防事務組合</u> 北空知学校給食組合 （略） 岩内地方衛生組合 <u>北十勝消防事務組合</u> 北海道市町村備荒資金組合 （略） 長幌上水道企業団 <u>南渡島青少年指導センター組合</u> 西紋別地区環境衛生施設組合 （略） 道央廃棄物処理組合</p>

北海道市町村職員退職手当組合格約の一部を変更する規約（新旧対照表）

変 更 案		現 行	
本則附則 略		本則附則 略	
別表		別表	
組合を組織する市町村及び市町村の一部事務組合名		組合を組織する市町村及び市町村の一部事務組合名	
区 分	市町村及び市町村の一部事務組合	区 分	市町村及び市町村の一部事務組合
市～根室管内	(略)	市～根室管内	(略)
一部事務組合 (石狩)	石狩北部地区消防事務組合 石狩東部広域水道企業団 石狩教育研修センター組合	一部事務組合 (石狩)	道央地区環境衛生組合 石狩北部地区消防事務組合 石狩東部広域水道企業団 石狩教育研修センター組合
(渡島)	山越郡衛生処理組合 南渡島衛生施設組合 渡島西部広域事務組合 南渡島消防事務組合 渡島廃棄物処理広域連合	(渡島)	山越郡衛生処理組合 南渡島青少年指導センター組合 南渡島衛生施設組合 渡島西部広域事務組合 南渡島消防事務組合 渡島廃棄物処理広域連合
(檜山)～ (日高)	(略)	(檜山)～ (日高)	(略)
(十勝)	南十勝複合事務組合 池北三町行政事務組合 北十勝2町環境衛生処理組合 とちかち広域消防事務組合	(十勝)	西十勝消防組合 北十勝消防事務組合 南十勝複合事務組合 東十勝消防事務組合 南十勝消防事務組合 池北三町行政事務組合 北十勝2町環境衛生処理組合
以下 略		以下 略	

北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約（新旧対照表）

改正案		現行	
別表第1（第2条関係） 組合を組織する地方公共団体		別表第1（第2条関係） 組合を組織する地方公共団体	
支庁名	市町村・一部事務組合及び広域連合	支庁名	市町村・一部事務組合及び広域連合
石狩振興局 <u>(15)</u>	(略) 北海道市町村備荒資金組合、石狩教育研修センター組合 (略)	石狩振興局 <u>(16)</u>	(略) 北海道市町村備荒資金組合、 <u>道央地区環境衛生組合</u> 、石狩教育研修センター組合 (略)
渡島総合振興局 <u>(16)</u>	(略) 山越郡衛生処理組合、南渡島消防事務組合 (略)	渡島総合振興局 <u>(17)</u>	(略) 山越郡衛生処理組合、 <u>南渡島青少年指導センター組合</u> 、南渡島消防事務組合 (略)
(略)	(略)	(略)	(略)
十勝総合振興局 <u>(25)</u>	(略) 北十勝2町環境衛生処理組合、池北三町行政事務組合、南十勝複合事務組合、十勝環境複合事務組合、十勝圏複合事務組合、十勝中部広域水道企業団、 <u>とちち広域消防事務組合</u>	十勝総合振興局 <u>(28)</u>	(略) 北十勝2町環境衛生処理組合、 <u>東十勝消防事務組合</u> 、池北三町行政事務組合、 <u>北十勝消防事務組合</u> 、 <u>西十勝消防組合</u> 、 <u>南十勝消防事務組合</u> 、南十勝複合事務組合、十勝環境複合事務組合、十勝圏複合事務組合、十勝中部広域水道企業団
(略)	(略)	(略)	(略)
別表第2（第3条関係）		別表第2（第3条関係）	
共同処理する事務	共同処理する団体	共同処理する事務	共同処理する団体
1 消防組織法（昭和22年法律第226号）第24条第1項の規定による非常勤消防団員に係る損害補償に関する事務	(略) 白老町、 <u>音更町</u> 、 <u>士幌町</u> 、 <u>上士幌町</u> 、 <u>鹿追町</u> 、 <u>新得町</u> 、 <u>清水町</u> 、 <u>芽室町</u> 、 <u>中札内村</u> 、 <u>更別村</u> 、 <u>大樹町</u> 、 <u>広尾町</u> 、 <u>幕別町</u> 、 <u>池田町</u> 、 <u>豊頃町</u> 、 <u>本別町</u> 、 <u>足寄町</u> 、 <u>陸別町</u> 、 <u>浦幌町</u> 、 <u>白糠町</u> (略) 日高中部消防組合、釧路東部消防組合 (略)	1 消防組織法（昭和22年法律第226号）第24条第1項の規定による非常勤消防団員に係る損害補償に関する事務	(略) 白老町、白糠町 (略) 日高中部消防組合、 <u>東十勝消防事務組合</u> 、 <u>西十勝消防組合</u> 、 <u>南十勝消防事務組合</u> 、 <u>北十勝消防事務組合</u> 、 <u>池北三町行政事務組合</u> 、釧路東部消防組合 (略)
2～7 (略)		2～7 (略)	

8 (略)	(略)
9 地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第69条の規定に基づく非常勤の職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務	(略) 北海道市町村備荒資金組合、石狩教育研修センター組合(略) 山越郡衛生処理組合、南渡島消防事務組合(略) 北十勝2町環境衛生処理組合、池北三町行政事務組合、南十勝複合事務組合(略) 十勝中部広域水道企業団、 <u>とちち広域消防事務組合</u> 、川上郡衛生処理組合(略)
10 (略)	(略)

8 (略)	(略)
9 地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第69条の規定に基づく非常勤の職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務	(略) 北海道市町村備荒資金組合、 <u>道央地区環境衛生組合</u> 、石狩教育研修センター組合(略) 山越郡衛生処理組合、 <u>南渡島青少年指導センター組合</u> 、南渡島消防事務組合(略) 北十勝2町環境衛生処理組合、 <u>東十勝消防事務組合</u> 、池北三町行政事務組合、 <u>北十勝消防事務組合</u> 、 <u>西十勝消防組合</u> 、 <u>南十勝消防事務組合</u> 、南十勝複合事務組合(略) 十勝中部広域水道企業団、川上郡衛生処理組合(略)
10 (略)	(略)

氏 名 たか おか ひろ あき
 高 岡 広 明

生年月日 ██

住 所 檜山郡江差町字 ████████████████████



最終学歴 昭和53年3月 北海道江差高等学校卒業

職 歴 等 昭和54年4月 東京チロル
 昭和55年4月 高岡葬儀社
 平成 5年9月 (有)高岡葬儀社
 平成18年8月 高岡葬祭(株)
 〃 花工房(株)

公 職 等 昭和62年～ 江差町社会教育委員
 昭和63年～平成12年 江差町都市計画審議会委員
 平成 元年～ 保護司(江差地区保護司会)
 平成 7年～ 江差町公営住宅選考委員会委員
 平成12年～平成13年 第4次江差町総合計画策定審議会委員
 平成15年～平成27年 江差商工会監事
 平成27年～ 江差商工会副会長
 平成16年～ (財)開陽丸青少年センター理事
 平成23年～ 江差町教育委員会委員

【平成27年度 国・道への要望等状況一覧】

(平成27年6月1日から平成27年8月31日)

要望団体	要 望 内 容	要 望 先	備 考
檜山地域振興協議会	<p>■檜山圏域活性化推進の懸案事項に関する要望</p> <p>I 「地方創生」の実現に向けて</p> <p>1 『しごと』の創生 —農林水産業の振興—</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇持続可能な農業経営の確立 ◇林業・木材産業の成長産業化による人口減少対策の展開 ◇水産業の振興対策の推進 ◇檜山管内におけるニシン資源復興対策の推進 <p>2 『ひと』の創生 —地域医療・子育て・福祉施策の充実—</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇地域医療体制の充実・強化 ◇子育て・福祉施策の充実 <p>3 『まち』の創生 —「地方創生」を支える社会資本等の整備—</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇安心・安全な交通網の確保等 ◇治水事業等の促進 ◇離島住民の交通の確保 ◇半島振興の充実・強化 <p>II 国土保全や地方財政措置の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇町村財政基盤の強化 ◇準用河川・普通河川の改修に必要な財政支援の拡充 	<p>函館開発建設部・函館建設管理部・北海道知事・北海道開発局・管内選出道議</p> <p>総務省・国土交通省・地元選出代議士</p>	6月30日～7月2日 (要望書提出)
高規格幹線道路「木古内・江差間」整備促進協議会	<p>■高規格幹線道路函館・江差自動車道の整備にかかる「木古内・江差間」の早期着手について</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇道路予算の総額確保 ◇来年度以降の復興財源の別枠での確保 ◇高規格幹線道路函館・江差自動車道の整備における「木古内・江差間」の整備区間への昇格と江差町側からの工事着手について 	<p>函館開発建設部・函館建設管理部・北海道開発局・管内選出道議</p> <p>国土交通省・地元選出代議士</p>	6月30日～7月2日 (要望書提出) ※6月11日協議会設立(会長に照井町長)
檜山地域振興協議会／高規格幹線道路「木古内・江差間」整備促進協議会	<p>■檜山圏域活性化推進の懸案事項に関する要望</p> <p>■高規格幹線道路函館・江差自動車道の整備にかかる「木古内・江差間」の早期着手について</p> <p>(要望事項の詳細は、6月30日～7月2日に国・道の関係機関等への要望内容と同様のため省略)</p>	北海道開発局長	8月26日 (江差町)